

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 119 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 商業まちづくり担当の分掌事務 (1) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第10 附属機関（第93条関係） 法律又はこれに基づく政令によるもの [略] 条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県中小企業調停審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県中小企業調停審議会	[略]	岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会	[略]	[略]		<p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 商業まちづくり担当の分掌事務 (1) [略] <u>(2) 特定大規模集客施設立地誘導審議会に関すること。</u></p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第10 附属機関（第93条関係） 法律又はこれに基づく政令によるもの [略] 条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県中小企業調停審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>岩手県特定大規模集客施設 立地誘導審議会</u></td><td><u>特定大規模集客施設の立地 の誘導等に関する条例（平成 19年岩手県条例第75号）第16 条の規定により広域的な見地 による特定大規模集客施設の 適切な地域への立地の誘導に 関し調査審議し、及び同条例 の実施に関し知事に意見を述 べること。</u></td></tr><tr><td>岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県中小企業調停審議会	[略]	<u>岩手県特定大規模集客施設 立地誘導審議会</u>	<u>特定大規模集客施設の立地 の誘導等に関する条例（平成 19年岩手県条例第75号）第16 条の規定により広域的な見地 による特定大規模集客施設の 適切な地域への立地の誘導に 関し調査審議し、及び同条例 の実施に関し知事に意見を述 べること。</u>	岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会	[略]	[略]	
名 称	所掌事務																						
[略]																							
岩手県中小企業調停審議会	[略]																						
岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会	[略]																						
[略]																							
名 称	所掌事務																						
[略]																							
岩手県中小企業調停審議会	[略]																						
<u>岩手県特定大規模集客施設 立地誘導審議会</u>	<u>特定大規模集客施設の立地 の誘導等に関する条例（平成 19年岩手県条例第75号）第16 条の規定により広域的な見地 による特定大規模集客施設の 適切な地域への立地の誘導に 関し調査審議し、及び同条例 の実施に関し知事に意見を述 べること。</u>																						
岩手県農村地域工業等導入 促進対策審議会	[略]																						
[略]																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																							
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>																							